

大熊町における避難指示区域の解除について

令和４年６月２８日
原子力災害対策本部

1. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴い、大熊町において設定された帰還困難区域のうち特定復興再生拠点区域について、『特定復興再生拠点区域の避難指示解除と帰還・居住に向けて（平成３０年１２月２１日 原子力災害対策本部決定）』における避難指示解除の要件を満たすことから、解除することを決定する。
2. 上記 1. の解除は、令和４年６月３０日午前９時に行う。

※ 上記の解除後の避難指示区域の概念図については、参考１参照。
※ 避難指示解除の要件については、参考２参照。
3. 本決定を踏まえ、大熊町に対し、別添のとおり指示を行う。

以上